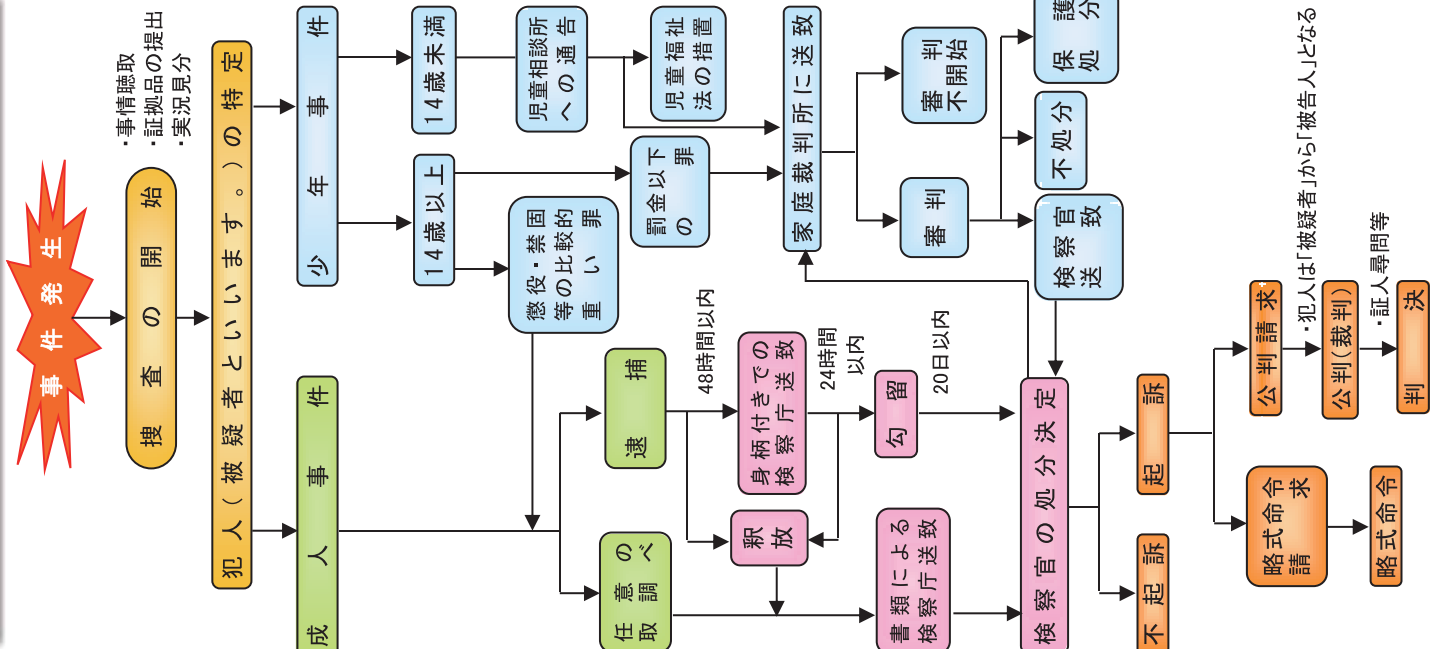


# 刑事手続の流れ



# 刑事手続の概要

犯人や犯罪の事実を明らかにし、刑罰を定める手続を「刑事手続」といい、捜査・起訴・公判の3段階に大きく分かれます。また、成人と少年の場合では手続が異なります。

## 犯人が成人の場合

**捜査** 犯人を捕まえ、証拠を収集して事実を明らかにし、事件を解決するための活動をいいます。証拠等によって特定した被疑者は、必要があれば逮捕し、48時間以内に検察庁に送致します。送致を受けた検察官は24時間以内に裁判官に身柄拘束の請求を行い(この拘束を「勾留」といいます。)、請求が認められると最長で20日間勾留されることとなります。被疑者が逃走するおそれがない場合には、被疑者を逮捕しないまま取調べ、証拠を揃えた後、捜査結果を検察官に送ることとなります。

**起訴等** 送致を受けた検察官が、勾留期間内に被疑者を裁判にかけられるかどうかの決定を行います(起訴された被疑者を「被告人」といいます)。起訴には、法廷での裁判を請求する公判請求と、書面審理だけを請求する略式命請請求等があります。

**公判等** 被疑者が起訴され、公判が開かれる日が決められた後、審理が行われ、判決が下されます。検察官や被告人が、判決の内容に不服がある場合には、さらに上級の裁判所に訴えることができます。

## 犯人が14歳以上の少年の場合

**捜査** 成人の手続と同様に捜査します。法定刑が懲役・禁固等の比較的重い罪を犯した場合は検察庁に事件を送致します。法定刑が罰金以下の犯罪を犯した場合は、直接家庭裁判所に事件を送ります。

**審判等** 家庭裁判所では、審判(刑事手続でいう裁判)を開始するかどうかを決定します。これまでの手続の過程で、少年が十分改心し、もはや審判に呼び出す必要がないと判断された場合は、審判手続を開始せず、その時点で終了します(これを「審判不開始」といいます)。その他、裁判官が直接審理することが必要であると認められる場合は、審判手続を開始します。審判では、保護処分(少年院送致や、保護司等による保護観察等)の決定や保護処分の必要が無い場合は不処分の決定をします。なお、凶悪な犯罪など、刑事処分をすべきと認められた場合には、事件を検察庁に送り返ります。これを「検察官送致(逆送)」といいます。)

## 犯人が14歳未満の少年の場合

**調査** 14歳未満の少年は、法律上罰することができないので、児童相談所に通告等します。

**措置** 通告を受けた児童相談所は、児童自立支援施設への入所や里親委託等の児童福祉法上の措置をとるほか、審判が必要と認められる場合は、事案を家庭裁判所に送ります。

# 警察以外の相談窓口等

● **愛媛県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体 (公社) 被害者支援センター** えひめ相談電話 089-905-0150 (火～土曜日10:00～16:00) Eメール info@shien-ehime.or.jp  
全国被害者支援ネットワーク加盟の民間被害者支援団体で、事件、事故等の被害者等に対して、相談対応、公判への付添い、専門機関の紹介などの支援を行っています。

● **松山地方検察庁**  
被害者ホットライン 089-935-6607(TEL/FAX)  
検察庁への被害相談や事件に対する問い合わせに対応するため、全国の地方検察庁に「被害者ホットライン」を設けています。

● **日本司法支援センター(愛称「法テラス」)**  
犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714  
※IP電話の方 03-6745-5601  
コールセンターの専門スタッフが、被害の回復、軽減のための制度などの情報提供のほか、精通弁護士を紹介などを行っています。

● **配偶者暴力相談支援センター**  
愛媛県福祉総合支援センター 089-927-3490  
愛媛県男女共同参画センター 089-926-1644  
新居浜市配偶者暴力相談支援センター 0897-65-1480  
DV被害者等の方に対して、相談対応や相談機関の紹介、カウンセリング、一時保護、情報提供などの支援を行っています。

● **えひめ性暴力被害者支援センター(愛称「ひめここ」)**  
相談電話 089-909-8851  
性暴力被害に遭われた方等に対して、相談対応や病院・警察、法律相談等への同行などの支援を行っています。

● **(公財) 愛媛県暴力追放推進センター**  
暴力追放相談電話 089-932-8930(FAX併用)  
暴力団から被害にあった方に対して、民事訴訟費用や被害修復費用等の貸付け、被害者見舞金等の支給などの支援を行っています。

● **(公財) 犯罪被害救済基金**  
事務局 03-5226-1020  
犯罪被害にあった遺児等に対して、奨学金又は学用品費の給与、生活指導及び相談対応などの救済事業を行っています。

# 犯罪の被害にあわれた方へ (被害者の手引)

このパンフレットは、犯罪の被害にあわれた方やご家族に  
○ 警察の捜査やその後の裁判がどのように進み、犯人はどのような手続で処罰されるのか。  
○ 犯人を処罰するために、警察がどのような協力をお願うのか。  
○ 利用できる制度には、どのようなものがあるのか。

といったことを分かりやすくお知らせするためのものです。  
このパンフレットに書かれている内容について、より詳しくお知りになりたいときは、下記担当者にお尋ねください。

担当者 愛媛県警察署 (内線 )  
氏名

**警察の相談窓口**

● 警察総合相談電話 #9110 又は 089-931-9110  
● 性犯罪被害相談電話 #8103 又は 0120-282-114  
※性犯罪被害相談電話は7ダイヤル(一部の電話機を除く。)

● 警察署相談窓口  
四国中央 (0896)24-0110 松山南 (089)958-0110  
新居浜 (0897)35-0110 久万高原 (0892)21-0110  
西条 (0897)56-0110 伊予 (089)982-0110  
西条西 (0898)64-0110 大洲 (0893)25-1111  
今治 (0898)34-0110 八幡浜 (0894)22-0110  
伯方 (0897)72-0110 西予 (0894)62-0110  
松山東 (089)943-0110 宇和島 (0895)22-0110  
松山西 (089)952-0110 愛南 (0895)72-0110

## 捜査へのご協力のお願い

刑事手続上必要なご協力をお願いすることになりますが、そのことをご負担をおかけすることもありません。

犯人を捕まえ、処罰するため、そして同じような被害にあわれる方をなくすためにも、ご協力いただきたいと思います。具体的なには次のようなことがあります。

## 事情聴取

担当の捜査員が、犯行の状況や犯人の様子などについて、詳しい事情をお聞きします。

思い出さなくてもいい、言いたくないこともあるかと思いますが、犯人や犯罪事実を明らかにするため、必要があつてお尋ねするものです。

詳しいことが分かれば分かるほど、捜査がスムーズになり、犯人の早期検挙につながりますので、ご協力をお願いいたします。

## 証拠品の提出

犯人や犯罪事実を明らかにするため、被害にあわれた方が被害当時に着ていた服、持っていた物などを証拠品として提出していただくことがあります。これは、犯罪を立証するために必要となりますので、ご協力をお願いいたします。

## 実況見分等の立会

犯罪の現場等を確認する際に立会いをしていただくことがあります（現場等の状況を確認することを「実況見分」と言い、裁判所の令状によって行う確認を「検証」と言います。）。

ある程度の時間がかかりますが、事実の解明や犯罪の立証に必要な場合に行うものですので、ご協力をお願いいたします。

## 裁判での証言

犯罪の立証のために、公判で証言していただくことがあります。（これを「証人尋問」と言います。）

## 被害者等の方が利用できる制度

※ 犯罪により被害にあわれた方やその家族・遺族の方をここでは「被害者等」と記載しています。

### 《警察で利用できる制度》

#### 被害者支援員制度

殺人、強制的性交等（旧強姦）、傷害等の身体犯、ひき逃げ事件、交通死亡事故などの被害者支援が必要とされる事案が発生したときに、被害者等の方に対して、

- 病院等への付添い
- 支援制度の説明
- 要望の聴取
- 関係機関・団体の紹介

などの支援活動に携わる支援員を配置しています。

#### 被害者連絡制度

殺人、強制的性交等（旧強姦）、傷害等の身体犯、ひき逃げ事件、交通死亡事故などの被害者等の方に対して、

- 刑事手続及び犯罪被害者のための制度
- 被害者の検挙に至っていない場合には、捜査に支障のない範囲内で捜査状況

- 被疑者を検挙した場合には、捜査に支障のない範囲内で被疑者検挙の旨、被疑者の氏名、年齢等
- 逮捕後、勾留が行われた事件については、事件を送致した検察庁、起訴・不起訴等の処分結果等

などについて連絡します。

事件のことを思い出したくない方など、連絡が必要ない方は、捜査員にその旨をお話してください。

※ 被疑者が少年の場合には、連絡内容に若干の違いがあります。

#### 再被害の防止及び保護対策

被害者等の方が、再度、加害者から生命、身体に被害を受けるおそれがある場合に、防犯指導や警戒措置、加害者の釈放などの情報提供などを行って安全を確保する制度があります。

また、加害者が暴力団員、暴力団関係者などで仕返しを受けるおそれがある場合には、必要な措置を実施して、被害の未然防止を徹底しています。

#### DV及び児童虐待等の被害者の保護

DV（配偶者からの暴力）事案や、児童虐待、ストーカー事案などの被害者等の方が、加害者から離れて保護される必要がある場合には、安全の確保について婦人相談所や児童相談所と連携の上対応しています。

## 犯罪被害給付制度

犯罪行為によって亡くなられた被害者遺族の方や犯罪行為により被害にあわれた方に対して、国が一時的に給付金を支給する制度です。

給付金の種類は

- 遺族給付金（遺族の方に支給）
- 重傷病給付金（加療1月以上かつ3日以上入院を要する重傷病、又は加療1月以上かつ3日以上労務に服することができない精神疾患等の疾病を負い、医療費を自己負担された方に支給（対象期間あり））
- 障害給付金（障害の残った被害者の方に支給）があります。場合によって、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

## 国外犯罪被害弔慰金等支給制度

日本国外において行われた故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた日本国民の遺族の方に対して国外犯罪被害弔慰金を、障害が残った日本国民に対して国外犯罪被害障害弔慰金を支給する制度です。

支給額は、

- 国外犯罪被害弔慰金（死亡の場合）：200万円
  - 国外犯罪被害障害弔慰金（重障害の場合）：100万円
- となっています。場合によって、弔慰金等が支給されないとがあります。

## 精神的被害の支援

犯罪の被害により大変重いストレスにさらされると、

- 強い恐怖・不安を感じる、眠れない
  - 物事に集中できない、事件の光景が思い浮かぶ
- などの心身の反応があらわれることがあります。

警察では、このような精神的被害の回復を支援するため、臨床心理士等のカウンセラーと連携するなどしています。

詳しくは最寄りの警察又は警察本部までお問い合わせください。



## 《警察以外で利用できる制度》

### 検察庁被害者支援員制度

検察庁でも被害者等の方からの様々な相談の対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、関係機関や団体等の紹介などの支援活動を行っています。詳しくは最寄りの検察庁又は事件を担当する検察官等にお問い合わせください。

### 被害者等通知制度（検察庁等）

検察庁、地方更生保護委員会又は保護観察所から、被害者等の方に対し、希望に応じて、事件の処分結果、裁判を行う裁判所、裁判の結果、犯人の身柄の状況、刑務所からの出所に関する状況などを通知する制度です。詳しくは事件を担当する検察庁又は検察官等にお問い合わせください。

### 心神喪失等の状態の者から被害を受けた方の審判の傍聴及び結果通知

殺人・放火などの重大な犯罪を行った者が心神喪失等で、不起訴又は無罪となった場合などに、検察官が医療の要否及び内容を決定する審判を求めて裁判所に申立てをします。被害者等は、申し出によって、審判を傍聴することができ、審判の結果などの通知を受けることができます。詳しくは事件を担当する検察官や裁判所にお問い合わせください。

### 検察審査会への審査申立

検察官が、捜査を行った結果、不起訴処分をする場合があり、検察審査会は、被害者等の方から検察官の不起訴処分を不服として申立てがあつたときに審査を始めます。詳しくは最寄りの検察審査会事務局までお問い合わせください。

### 裁判で利用できる制度

被害者等には、犯罪の立証のため、証人として公判で証言していただくことがあります。公判では、裁判所への付添い、被害者等の方と被告人や傍聴人との間の遮蔽、ビデオモニター等を通じた証言などが認められており、この他にも、事件記録の閲覧、コピー、公判を優先して傍聴することができる配慮、裁判への参加、国選弁護制度、損害賠償命令制度など、被害者等の方に配慮した様々な制度があります。詳しくは事件を担当する検察庁や裁判所にお問い合わせください。

### 民事上の損害賠償請求制度

犯罪が民法上の不法行為に該当する場合、被害者等の方は加害者等に対して財産的損害や精神的損害の賠償請求ができます。損害賠償請求は民事手続に従って行われるもので、刑事手続とは別に被害者等の方が申立てなどを行う必要があります。詳しくは裁判所や法テラス、弁護士会等の法律相談などをご利用ください。